

議案第 4 5 号

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号利用事務の追加及び同法第 1 9 条第 1 1 号の規定に基づく特定個人情報の提供のため必要があるからである。

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成２７年みよし市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

題名中「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第１条中「第９条第２項」の次に「及び第１９条第１１号」を、「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第３条中「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（特定個人情報の提供）

第５条 法第１９条第１１号の規定による特定個人情報の提供は、別表第３の第１欄に掲げる照会機関が、同表の第３欄に掲げる提供機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる提供機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

２ 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第１に次の７項を加える。

９ 市長部局	地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
１０ 市長部局	高齢者日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの
１１ 市長部局	高齢者難聴用補聴器購入費助成に関する事務であって規則で定めるもの
１２ 教育委員会	放課後児童クラブ保護者負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの
１３ 教育委員	奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

会	
1 4 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
1 5 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の7の項中「給付の支給に関する情報」の次に「(以下「障害者医療保険給付関連情報」という。)」を加え、同表の8の項中「進学・就職準備給付金の支給に関する情報」の次に「(以下「外国人保護関係情報」という。)」を、「実施又は保険料の徴収に関する情報」の次に「(以下「介護保険給付等関係情報」という。)」を加え、同表に次の3項を加える。

9 市長部局	地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者医療保険給付関連情報であって規則で定めるもの

1 0 市長部局	高齢者日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
1 1 市長部局	高齢者難聴用補聴器購入費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	放課後児童クラブ保護者負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの	市長部局	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長部局	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長部局	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則

			で定めるもの
4 教育委員会	特別支援教育就学 奨励費の支給に関 する事務であって 規則で定めるもの	市長部局	地方税関係情報であって 規則で定めるもの
			生活保護関係情報であっ て規則で定めるもの
			公的給付支給等口座登録 簿関係情報であって規則 で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行																		
みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び<u>特定個人情報の提供</u>に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第11号に基づく個人番号の利用<u>及び特定個人情報の提供</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (市の責務) 第3条 市は、個人番号の利用<u>及び特定個人情報の提供</u>に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。 <u>(特定個人情報の提供)</u> 第5条 <u>法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる照会機関が、同表の第3欄に掲げる提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる提供機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。</u> 2 <u>前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u> (委任) 第6条 略 (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3以下 略 別表第1（第4条関係） <table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td colspan="2">1の項から8の項まで 略</td></tr><tr><td>9 市長部局</td><td>地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>10 市長部局</td><td>高齢者日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>11 市長部局</td><td>高齢者難聴用補聴器購入費助成に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>12 教育委員会</td><td>放課後児童クラブ保護者負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>13 教育委員会</td><td>奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr></table>	機関	事務	1の項から8の項まで 略		9 市長部局	地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	10 市長部局	高齢者日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの	11 市長部局	高齢者難聴用補聴器購入費助成に関する事務であって規則で定めるもの	12 教育委員会	放課後児童クラブ保護者負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの	13 教育委員会	奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。 (市の責務) 第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。 (委任) 第5条 略 別表第1（第4条関係） <table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td colspan="2">同左</td></tr></table>	機関	事務	同左	
機関	事務																		
1の項から8の項まで 略																			
9 市長部局	地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの																		
10 市長部局	高齢者日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの																		
11 市長部局	高齢者難聴用補聴器購入費助成に関する事務であって規則で定めるもの																		
12 教育委員会	放課後児童クラブ保護者負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの																		
13 教育委員会	奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの																		
機関	事務																		
同左																			

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案			現行		
<u>14 教育委員会</u>	<u>就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>				
<u>15 教育委員会</u>	<u>特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>				
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1の項から6の項まで 略			同左		
7 市長部局	障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報（以下「 <u>障害者医療保険給付関連情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの	7 市長部局	障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの			同左
8 市長部局	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるものから難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるものまで 略	8 市長部局	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	同左
		生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「 <u>外国人保護関係情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの			生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるものから児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるものまで 略			同左
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「 <u>介護保険給付等関係情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの			介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に			同左

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案			現行		
		よる年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの以下 略			
9 市長部局	<u>地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>			
		<u>外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>障害者医療保険給付関連情報であって規則で定めるもの</u>			
10 市長部局	<u>高齢者日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			
11 市長部局	<u>高齢者難聴用補聴器購入費助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>別表第3（第5条関係）</u>					
機関	事務	情報提供機関	特定個人情報		
1 教育委員会	<u>放課後児童クラブ保護者負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの</u>	市長部局	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>		
			<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>		
2 教育委員会	<u>奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	市長部局	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>		
			<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>		
			<u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>		
3 教育委員会	<u>就学援助費の支給に関する事</u>	市長部局	<u>地方税関係情報であって規則で定め</u>		

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行
	<u>務であって規則で定めるもの</u>		<u>るもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>	
4 教育委員会	<u>特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	市長部局	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>	
			<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
			<u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>	